

宇治市空き家活用促進まちづくり支援補助金

令和 8 年度

地域コミュニティスペース創生事業

補助金交付申請にかかる応募要領



令和 8 年 5 月

1. 趣旨	1
2. 制度概要	2
3. 補助対象となる物件・事業及び経費	4
4. 申請資格	6
5. 申請	7
6. 審査	8
7. 実績報告	9
8. 補助金交付の流れ	9
9. その他	10
10. 提出先・問い合わせ先	10

## 1. 趣旨

宇治市では、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子育て世代の就業場所や住居、コミュニティの場所の確保等につながる空き家等利活用の取組を行っています。

本事業では、空き家等の既存の建造物を活用して、子育て世帯をはじめとした幅広い世代が地域の交流拠点として地域コミュニティスペースを創生する取組に対して、宇治市空き家活用促進まちづくり支援補助金交付要項に基づき補助金を交付します。

## 2. 制度概要

### (1) 補助の対象となる事業

市内の空き家等をリフォーム、または除却し、以下の利活用を用途とする事業。

#### ①空き家等をリフォームする場合

- ・サロンやカフェなどの交流施設
- ・子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設
- ・地元の食材を活用した食堂施設や販売施設
- ・地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設
- ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設

#### ②空き家等を除却する場合

- ・コミュニティガーデン
- ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途

### (2) 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額となります(1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。)

限度額：100万円

### (3) 補助対象事業の審査

申請のあったものから、審査基準に基づく審査を行い、随時、対象事業を決定します。審査は書面により行います。

### (4) 申請期間

令和8年5月25日～令和8年12月25日

### 3. 補助対象となる物件・事業及び経費等

下記の対象物件に対し、補助対象となる事業を行った場合、補助金を交付します。

#### (1) 補助対象となる物件

次のいずれにも該当するものが対象です。

- ①一戸建て・長屋建ての空き家等であること。
- ②違反建築物・未登記でない物件であること。
- ③登記所有者と現所有者が一致する物件であること。
- ④土砂災害警戒区域外に所在する物件であること。

\*原則、1年以上空き家等であるものを補助対象とします。条件に合致する空き家等であるかは、所有者の同意が取れた場合、市で確認いたします。

\*「宇治市空き家と地域の共生応援制度」を活用した空き家等は、現に使用されていない状態であれば、補助対象とします。

#### (2) 補助対象となる事業

次のいずれにも該当するものが対象です。

- ①地域コミュニティスペースを創出するためのリフォーム事業(DIY含む)、または除却事業。
- ②令和9年3月1日までに完了する工事であること。
- ③工事の契約日が補助金の交付決定日以降のものであること。
- ④他の補助金等を受けて行う工事でないこと。

#### (3) 補助対象となる経費

補助対象となる事業に必要な経費のうち、下記のものを除きます。

- ①外構工事費用
- ②備品等の購入費用
- ③その他事業の実施に関連性がないと市長が判断した経費

#### (4) 対象事業の条件

対象事業または業種は、次の条件に当てはまるものに限りますので、ご注意ください。

- ①専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業でないこと。
- ②政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- ③事業の効果が特定の個人又は申請団体等のみに帰属する事業でないこと。
- ④事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。
- ⑤他の補助金を受けた事業でないこと。
- ⑥次の各項に定める業種または事業者が行う事業でないもの。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
  - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
  - ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種
  - エ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
  - オ 興信所、探偵事務所
  - カ 占い、運勢判断に関する業種
  - キ 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
  - ク ギャンブルに関する業種や事業者
  - ケ 結婚相談所、交際紹介業等の業種
  - コ 社会問題を起こしている業種や事業者
  - サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
  - シ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を行う事業者（特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加入している事業者、及び、会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものを除く。ただ

し、通信販売に関する広告を掲載する場合には同法第 11 条に規定する表示事項はすべて表示すること。)

- ス 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
  - セ 各種法令に違反している事業者
  - ソ 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続き中で、再生・更生計画について認可決定されていない事業者
  - タ 過去 5 ヶ年に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止を受けた事業者
  - チ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑦その他、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める事業または業種でないこと。

#### (5) 事業実施期間

補助金の交付決定通知を受けてから令和 9 年 3 月 31 日までの事業を対象とします。

※実績報告の提出までを含めての期日です。

#### 4. 申請資格

申請者は、下記のいずれも満たすものとします。

- (1) 物件所有者（購入予定を含む）、または物件賃借者（賃借予定を含む）
- (2) 宇治市税の滞納がないこと。
- (3) 10年間は当該物件において事業を継続するもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体等でないこと。
- (5) 暴力団又はその傘下組織ではないこと。

※個人、法人、団体等を問わず、どなたでも申請可能です。

## 5. 申請

申請に当たっては、所定の申請書（様式1）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

### （申請に関する注意点）

- 申請書類提出前に、補助制度の対象となるか必ず事前に確認してください。
- 申請いただいた事業の中から審査の上、補助事業を選定いたしますので、申請いただいても補助金が交付されるとは限りません。ご注意ください。

### 「添付書類 一覧」

- ア 事業実施計画書（様式2）
  - \*リフォーム事業、または除却事業の内容を記入してください。
- イ 収支予算書（様式3）
- ウ 物件の概要が分かる書類  
（位置図、外観の写真など）
- エ 工事の概要が分かる書類  
（見積書、平面図、工事箇所の写真など）
- オ 誓約書兼同意書【申請者】（様式4）
- カ 同意書【所有者】（様式5）
- キ 建物の登記事項証明書（※発行から3か月以内のもの）、または建物の賃貸借契約書の写し
- ク （除却事業の場合）土地の登記事項証明書（※発行から3か月以内のもの）、または土地の賃貸借契約書の写し
- ケ 事業内容説明書（様式6）
  - \*リフォーム、または除却後の運営事業の内容を記入してください。
  - \*審査基準を踏まえ、地域コミュニティの活性化につながる事業内容であるかなど明記してください。
- コ 運営事業にかかる収支計画書（様式7）
- サ （交付決定前に着手する場合）宇治市空き家活用まちづくり支援補助金指令前着手届（様式8）
- シ その他市長が必要と認める書類

## 6. 審査

### (1) 審査基準

事業計画	
審査項目	地域がかかえる課題を理解し、地域コミュニティの活性化・子育てにやさしいまちづくりにつながる利活用計画となっているか。
	利活用に伴う改修については、幅広い世代が利用しやすい改修計画イメージとなっているか。
事業の実現性	
審査項目	実施主体における役割分担が明確であり、実現可能な体制となっているか。
	継続して事業が実施できる収支計画となっているか。
	申請時に所有者の利活用に対する意向が確認できているか。
	地域や市民に広く周知する方法が検討されているか。
活動実績	
審査項目	申請者に類似の活動実績がある、または、事業を継続するのに有効な活動実績があるか。

### (2) 審査方式

宇治市職員からなる宇治市空き家活用促進まちづくり支援事業補助事業者選定委員会により行います。

### (3) 補助対象の決定について

結果は、交付申請後1か月程度で文書通知します。

## 7. 実績報告

実績報告に当たっては、所定の報告書（様式9）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口へ提出してください。

- ア 事業成績報告書（様式10）
- イ 収支決算書（様式11）
- ウ 事業着手日（契約日等）、工事内容が分かる書類  
（工事請負契約書の写し、請書の写し 等）
- エ 事業経費の支払い確認（日付、金額）ができる書類  
（振込依頼書、または領収書の写し 等）  
\* 補助対象工事以外の支払いが含まれている場合は、対象経費とそれ以外が明確となるもの（工事内容ごとの内訳等）。
- オ 工事内容（改修前・中・後）が分かる写真

## 8. 補助金交付の流れ

- ① 「申請者」 ○補助金の交付申請（応募期限：令和8年12月25日）  
↓
- ② 「宇治市」 ○補助対象の要件の確認（空き家期間、市税の納税状況等）  
○交付申請書等の審査  
○事業者の選定  
○補助金の交付決定通知  
↓
- ③ 「申請者」 ○各種契約の締結  
○対象事業の実施（令和9年3月1日までに）  
○補助金の実績報告（令和9年3月31日までに）  
↓
- ④ 「宇治市」 ○補助金の確定通知  
↓
- ⑤ 「申請者」 ○補助金の交付請求  
↓
- ⑥ 「宇治市」 ○補助金の交付

## 9. その他

- 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、適切に管理してください。
- 10年間の事業継続状況の確認のために、宇治市から問い合わせ等させていただくことがありますが、ご協力お願いいたします。
- 用途変更に伴う法令（条例等も含む）を遵守してください。なお、開発協議や建物の用途変更、福祉施設の開設に必要な手続き等は申請者が責任を持って行ってください。
- 補助金の活用の有無を問わず、家屋を改修した場合、資産価値が上がるため、これに伴い、家屋にかかる固定資産税・都市計画税の額が上がる場合があります。また、改修に伴って用途変更が必要な場合で、住宅から他の用途に変更となる場合、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため、土地にかかる固定資産税・都市計画税の額が上がる場合があります。

## 10. 提出先・問合せ先

住 所：〒611-8501 宇治市宇治琵琶33  
担 当：宇治市 建設部 住宅課 空き家対策係  
電話番号：0774-21-0418（直通）